

<報道発表資料>

.....

令和3年5月28日

職員の懲戒処分について

1 事件の概要

当該職員は、令和3年2月27日（土）、東京都内のホテルの室内において、隠しカメラを使用し、派遣型風俗店を利用して呼び出した女性を盗撮したため、東京都公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反により逮捕された。

2 処分の内容

対象職員 危機管理防災部危機管理課 主査 男性（52歳）

処分内容 停職 3月

処分年月日 令和3年5月28日（金）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。